

# 平成28年第11回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 平成28年11月25日(金)

午前9時30分～

場 所 杉戸町役場第1庁舎

3階会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて

2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて

3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

4) 議案第4号 農作業等料金（農地保全サービス）について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員 19名

|      |    |   |    |   |   |      |   |   |   |   |   |
|------|----|---|----|---|---|------|---|---|---|---|---|
| 1 番  | 増  | 山 | 貞  | 男 | 君 | 2 番  | 小 | 島 | 一 | 男 | 君 |
| 3 番  | 倉  | 持 |    | 登 | 君 | 4 番  | 武 | 井 |   | 茂 | 君 |
| 5 番  | 大  | 岡 | 光  | 雄 | 君 | 6 番  | 藤 | 田 | 昌 | 一 | 君 |
| 7 番  | 中  | 村 |    | 明 | 君 | 8 番  | 小 | 林 | 保 | 雄 | 君 |
| 9 番  | 青  | 木 | 邦  | 夫 | 君 | 10 番 | 井 | 上 | 直 | 子 | 君 |
| 11 番 | 松  | 原 | 良  | 子 | 君 | 12 番 | 池 | 澤 |   | 基 | 君 |
| 13 番 | 小  | 島 | キヨ | 子 | 君 | 14 番 | 松 | 田 | 英 | 雄 | 君 |
| 15 番 | 張ヶ | 谷 | 一  | 郎 | 君 | 16 番 | 山 | 田 | 行 | 雄 | 君 |
| 17 番 | 渡  | 邊 | 禎  | 吉 | 君 | 18 番 | 後 | 藤 |   | 勇 | 君 |
| 19 番 | 高  | 崎 |    | 勇 | 君 |      |   |   |   |   |   |

欠席委員 な し

事務局

事務局長 田 原 和 明

局次長 新 堀 直 樹

書記 松 本 公 秀

書記 黒 川 武 康

午前 9時26分

◎開会の宣告

○局長 皆さん、おはようございます。定刻より4分早いところでございますが、皆さんおそろいということで、ただいまから第11回の農業委員会総会を開会いたします。

初めに、会長のご挨拶。

◎挨拶

○会長 おはようございます。

今日は54年ぶりの雪ということで足元の悪い中、第11回の農業委員会総会、全員のご出席をいただきましてありがとうございます。また、先月から今月にかけて農地パトロールを実施しておりまして、さらに10月30日曜日の400年祭につきましても、皆さんに大変ご協力いただきました。さらに、11月3日、産業祭につきましても、皆さんにご協力いただきましたこと、厚く御礼を申し上げる次第でございます。農業委員会としても何らかのアピールが少しはできたのではないかなというふうに思っております。これもひとえに皆さんのご協力のたまものでございます。今後何かございましたら皆さんのご協力をいただいて、農業委員会の存在を新たにしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今日も議案があるわけですが、慎重審議をいただきましてよろしくお願い申し上げます。また、来月は暮れということでございますので、きっと互助会のほうから忘年会のお話も出るのかなというふうに感じておりますが、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、挨拶にかえさせていただきます。ご苦労さまでございます。

○局長 ありがとうございます。

それでは、次第の3番でございます。議事につきましては会長、議長のほうから進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、早速議案のほうを進めてまいりたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて、ナンバー1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1、大字才羽〇〇〇—〇、地目、田、地積、2,424㎡。譲渡人、春日部市、〇〇〇〇〇。譲受人、春日部市、〇〇〇〇〇。譲受人面積、141.48アール。労力、4人。取得理由、経営拡大。

ナンバー1につきましては〇〇〇〇〇氏の農業経営拡大という理由で2,424㎡を取得するものでございます。〇〇〇氏は、トラクター等の農機具一式を確保しております。また、農業経営は4人で行っている状況です。通作距離については、自宅から約10キロでございます。場所は、大字才羽地内、県道惣新田春日部線沿いになります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきましては、調査報告、小島一男委員、よろしくお願いします。

○2番 農地法第3条の所有権移転でございますけれども、11月20日に、春日部ということで電話で対応をいたしまして調査をいたしました。譲渡人は、〇〇〇〇〇さんという方で、春日部市の南中曽根ということで、その方が才羽の〇〇〇—〇、田んぼの2,424㎡を作付をしておったということでございますけれども、農業が維持できなくなってきた

と。高齢化の関係についてできなくなったので、代替をするということで、遠い親戚に当たるということで、譲受人の〇〇〇〇〇〇さん、これも農業でございますけれども、ほかの農地が売れたので、代替で買うということで、耕作を続けていきたいということで、これから耕作を拡大してやっていくということでございます。

兩人についても調査項目につきましても間違いないということでございますので、皆さん方の慎重審議お願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましては、質疑を受けたいと思いますが、ございましたら挙手の上、いただきたいと思いますが、何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようでしたら採決をしたいと思います。

議案第1号、ナンバー1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第2号

○会長 続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて、ナンバー1—1から1—5番、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて。

ナンバー1—1、大字下高野字上河原〇〇—〇。地目、畑、地積、598㎡。ナンバー1—2、大字下高野字上河原〇〇—〇。地目、畑、地積、388㎡。ナンバー1—3、大字下高野字上河原〇〇—〇。地目、畑、地積、31㎡。ナンバー1—4、大字下高野字上河原〇〇—〇。地目、畑、地積、471㎡。ナンバー1—5、大字下高野字上河原〇〇—〇。地目、畑、地積、20㎡、合計1,508㎡。譲渡人、下高野、〇〇〇〇。下高野、〇〇〇〇〇。譲受人、下高野、〇〇〇〇。転用目的、自動車修理工場道路後退用地。農振農用地区域外（都計法34条11号区域）。

ナンバー1—1からナンバー1—5につきましては、譲受人の〇〇氏においては、現在、下高野地内で自動車販売及び自動車修理工場を営んでおりますが、事業拡大に伴い自動車修理工場を新設したく計画していたところ、土地所有者様より譲っていただける運びとなりましたので、自動車修理工場という転用目的で農地法第5条を申請し、許可をお願いするものでございます。農地区分は第2種農地です。転用することにより周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画は、借入金により計画しております。場所は、大字下高野地内、和戸橋交差点の北側付近になります。

以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきましては、調査報告、藤田委員、よろしくお願いします。

○6番 この件につきましては、先日19日に調査に参りました。譲渡人の〇〇〇〇〇〇さん、自宅から耕作しているところが遠いということで、常々売却を考えておりました。そういう関係で、一応譲渡するということになりました。それから、〇〇〇〇〇〇さん、これは今、耕作している方が介護されている状態なので、また後継者は娘さん1人なので、とても耕作が困難だということで譲渡することになりました。譲受人は、和戸橋の近くの御成街道のビルで自動車修理工場、販売等をやっておりまして、これから業務を拡張するというところでございます。調査項目5項目については、特に問題ございません。ご審議よろしくお願いします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして、何かご質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、1―1から1―5番、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第2号、2―1番から2―3番、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー2―1、大字本島字二本木667―1。地目、畑、地積、331㎡。ナンバー2―2、大字本島字二本木〇〇〇―〇。地目、畑、地積、137㎡。ナンバー2―3、大字本島字二本木〇〇〇―〇。地目、畑、地積、540㎡、合計1,008㎡。譲渡人、本島、〇〇〇〇、本島、〇〇〇〇、本島、〇〇〇。譲受人、川越市、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、分譲住宅。農振農用地区域外（都計法34条11号区域）。

ナンバー2―1からナンバー2―3につきましては、譲受人の株式会社〇〇〇〇は、川越市内で不動産業を営んでおり、今回分譲住宅3棟を建築するに当たりまして、農地法第5条を申請し許可をお願いするものでございます。農地区分は第2種農地です。転用することにより周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われま。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は、大字本島地内、県道並塚幸手線沿いです。

以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

これにつきまして調査報告、張ヶ谷委員、お願いします。

○15番 去る21日、本人に、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇さんにお話ししたのですが、調査5項目、まず問題はないと思います。それから、業者ですが、川越市遠いので、電話で連絡したのですが、申請どおり間違いないということでございます。また、分譲住宅がありますが、周辺に迷惑をかけるというようなことはまず考えられないと思います。その点をご理解願ひ、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長 調査報告終わりました。

この件につきまして、ある方はご質疑をいただきたいと思いますが、何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

議案第2号、2―1から2―3番まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

同じく議案第2号、3―1から3―2、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー3―1、大字倉松字丑癸〇〇〇。地目、田、地積、383㎡。ナンバー3―2、大字倉松字丑癸〇〇〇。地目、田、地積、581㎡、合計964㎡。譲渡人、倉松5丁目、持ち分2分の1、〇〇〇〇、倉松5丁目、持ち分2分の1、〇〇〇〇、譲受人、清地2丁目、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇。転用目的、分譲住宅。農振農用地区域外（都計法34条11号区域）。

ナンバー 3—1 からナンバー 3—2 につきましては、譲受人の〇〇〇〇株式会社は、清地 2 丁目地内で不動産建設業を営んでおり、今回分譲住宅 2 棟を建築するに当たりまして、農地法第 5 条を申請し許可をお願いするものでございます。農地区分は第 2 種農地です。転用することにより周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は、大字倉松地内、わかば保育園の東側付近です。

以上でございます。

○会長 事務局の説明は終わりました。

これにつきまして調査報告、武井委員、お願いします。

○4 番 11月18日付の事務連絡で調査依頼が事務局からございましたので、19日土曜日、午後 3 時に現地を確認の後、譲受人の〇〇〇〇へ 3 時 5 分お伺いいたしまして、内容確認をしまいいりました。今、事務局でご説明のとおりで間違いはないということで確認をしまいいりました。〇〇氏は、土曜日お留守だったものですから、翌 20 日日曜日 4 時に〇〇氏宅へお伺いいたしまして、調査項目 5 項目、1 番から 5 番につきましても確認をさせていただきました。全て該当はするものはないということを確認させていただきましたので、事実関係については、今事務局でご報告のとおりでございました。以上で調査報告は終わるわけですが、ご審議のほどよろしく願ひいたします。

以上です。

○会長 調査報告終わりました。

この件につきまして、ご質疑ある方はご質疑をいただきたいと思いますが、ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第 2 号、3—1 から 3—2、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

同じく議案第 2 号、ナンバー 4、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー 4、大字堤根字前島〇〇〇〇。地目、畑、地積、1,002㎡。譲渡人、川口市、〇〇〇〇。譲受人、東京都練馬区〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、分譲住宅。農振農用地区域外（都計法 34 条 11 号区域）。

ナンバー 4 につきましては、譲受人の〇〇〇株式会社は、東京都練馬区地内で建設業を営んでおり、今回分譲住宅 3 棟を建築するに当たりまして、農地法第 5 条を申請し許可をお願いするものでございます。農地区分は第 2 種農地です。転用することにより周辺農地へ悪影響を及ぼすことはないと思われます。資金計画は、自己資金により計画しております。場所は、大字堤根地内、馬頭院の北側付近です。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、中村委員、調査報告をお願いします。

○7 番 調査報告いたします。

調査項目に基づきまして調査いたしました。譲渡人の〇〇さんにつきましては、遠方のため電話でやりました。〇〇さんには直接電話しまして、本人にお話を伺いまして、遠方であると同時に、周囲が住宅地であるということで、譲受人の要望に応えたということでございます。譲受人の〇〇〇につきましては、やはり東京ということで電話いたしまして、電話で担当者の〇〇〇〇さんに伺いましたけれども、事務局の説明したとおりでございますので、間違いございません。

以上で調査報告を終わります。審議のほどよろしくお願いします。

○会長 調査報告終わりました。

この件につきまして、質疑がある方につきましては、質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号、ナンバー4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー畑の1からナンバー畑の3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー畑の1、利用権の設定を受ける者、氏名、〇〇〇〇〇株式会社、設定する土地、大字下野字内道〇〇〇—〇。耕作面積、29.7アール。利用権設定面積、畑、655㎡。ナンバー畑の2、利用権の設定を受ける者、氏名、〇〇〇〇〇〇株式会社、設定する土地、大字下野字内道〇〇〇—〇。耕作面積、29.7アール。利用権設定面積、畑、2,987㎡。ナンバー畑の3、利用権の設定を受ける者、氏名、〇〇〇〇〇株式会社、設定する土地、大字下野字内道〇〇〇—〇。耕作面積、29.7アール。利用権設定面積、畑、87㎡。ナンバー畑の1からナンバー畑の3、合計面積、3,729㎡となります。設定する利用権、利用権の種類、使用貸借、利用権の内容、普通畑、始期、平成28年12月1日、終期、平成31年12月31日、期間、3年1カ月。使用貸借の関係で借賃のほうはございません。利用権を設定する者、下高野、〇〇〇〇、新規となります。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして調査報告、藤田委員、よろしくお願いします。

○6番 先月20日に調査いたしました。〇〇〇〇〇と、それから利用権を設定する者、〇〇〇〇さん、これは親子関係になっております。これは前回埋立地ということで集積が決定しております。将来これは野菜をつくるということで、株式会社に譲渡するということで決まりました。

以上です。5項目には問題ございません。

○会長 調査報告は終わりました。利用権を設定するというので、妥当というふうに解釈いたしました。

この件につきましてご質疑がある方、質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー畑の1からナンバー畑の3まで、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー田の1、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー田の1、利用権の設定を受ける者、氏名、〇〇〇、設定する土地、大字才羽〇〇〇。耕作面積、5,627.26アール。利用権設定面積、1,550㎡。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借、利用権の内容、水田、始期、平成28年12月1日、終期、平成31年12月31日、期間、3年1カ月。借賃、年10アール当たり30キロ。利用権を設定する者、才羽、〇〇〇〇、新規となります。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきまして調査報告、小島一男委員、お願いします。

○2番 農地利用の設定と申出書、これにつきまして役場からご依頼がありましたので、調査聞き取りをいたしました。〇〇〇〇さんにつきましては、うちの隣なのですけれども、今までは〇〇さんという方に耕作してもらっていたということです。〇〇さんについては、年齢も80歳近いので、それでちょっと体を壊しまして、これから農業ができないということで、〇〇さんをお願いしたということでございます。〇〇さんにつきましては、11月19日に自宅訪問して聞き取ったら、やっぱり近くであるし、頼まれたので耕作をするということで、経営拡大の一環としてやっていきますということでございます。調査5項目につきましても問題なしと考えるので、皆さん方のご審議よろしくお願いいたします。

○会長 調査報告は終わりました。

この件につきまして質疑ある方は質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー田の1、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー田の2からナンバー田の3まで、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー田の2、利用権の設定を受ける者、氏名、〇〇〇、設定する土地、大字才羽〇〇〇、耕作面積、5,627.26アール。利用権設定面積、田、1,225㎡。ナンバー田の3、利用権の設定を受ける者、氏名、〇〇〇、設定する土地、大字才羽〇〇〇。耕作面積、5,627.26アール。利用権設定面積、田、750㎡。ナンバー田の2からナンバー田の3、合計面積として1,975㎡でございます。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借、利用権の内容、水田、始期、平成28年12月1日、終期、平成31年12月31日、期間、3年1カ月。借賃、年10アール当たり30キロ、利用権を設定する者、才羽、〇〇〇〇、新規。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明は終わりました。

この件につきまして調査報告、小島一男委員、よろしくお願いします。

○2番 農用地利用に基づいて役場から調査依頼が来ました。調査をいたしました。〇〇〇〇さんにつきましても、今まで耕作できなかったのが、今まで〇〇さんという方に耕作をしていただきましたけれども、年齢と、あるいは体のぐあいちょっと悪いので農業ができないということで、これを近くに〇〇〇〇さんに。〇〇さんと〇〇〇〇さんは同級生でございますので、頼まれたら経営拡大の一環として耕作いたしますというような話を聞きました。調査項目につきましても問題なしと考えるので、皆さん方のご審議よろしくお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑のある方は何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー田の2から3番、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農作業等料金（農地保全サービス）についてでございます。

この件につきましては、今、人・農地プラン等の関係もございまして、担い手等をお願いする場合、農業委員会としてその作業料金を設定したほうがいいのではないかということで、改めて初めて議案として提出をさせていただくものでございます。その点につきまして事務局から説明をいたしますので、よろしくお願いします。

事務局、説明をお願いします。

○書記 本日の追加議案としてお配りしているのが2枚ほどあります。議案第4号 農作業等料金（農地保全サービス）と書いてあるものと、あと杉戸町農地保全請負登録申請書というものをお配りしております。こちらのほうなのですが、現在杉戸町でも14ヘクタールぐらいの遊休農地等ございまして、事務局側で遊休農地の解消のお知らせ等、通知のほうをしているところでございます。その中で、草が生えているのはわかるのだけれども、どこに頼んだらいいか、金額はどれぐらいなのか、そこら辺がわからないとなかなか手がつけられないというのが、お声をいただいているところでございます。その中で、今回農業委員会として農作業等料金、まずは農作業の料金、あと草刈りの作業料金、あとは農地維持管理ということで、通年、年間を通して維持管理をするときの金額等のこちら目安なのですが、設定のほうをさせていただきたいと思って議案として上げさせていただきます。

まず、「議案第4号」と書いてあるものを見ていただければと思うのですが、農作業等料金（農地保全サービス）、こちらの料金ですが、圃場の状態や作業の難易度によって金額のほうが変わってくると思いますので、「当事者間での協議の上決定となり、こちらの金額は、あくまで目安ということでご活用ください」という注意書きのほうを書かせていただいております。

次に、農作業料金表、こちら薬剤とあと苗、肥料等の資材の価格は含んでおりませんが、消費税別との表となっております。こちらのほう、アグリパークで15年ぐらい前に設定しているものから、今の水準のところを持ってきているような形で、会長を含め田宮地区の大規模農家さん、その他近隣市町、同じようなこういう設定の金額をしているところのものを参考とさせていただきまして設定のほうをさせていただいております。順番で読み上げさせていただきます。

農作業料金表（薬剤及び肥料等の資材費は含まれません）。消費税は別となります。作業の種別、1番、耕起、作業料金10アール当たり6,000円。備考として、こちらロータリーということです。以下、作業の種別、作業料金10アール当たり、備考として順番で読ませていただきます。

2番、耕起以降5,000円、ロータリー。あぜぬり、こちらのほうはメートルになりますが、80円、こちら機械を使用した場合です。次に、代かき8,000円、田植え8,000円、田植えのうちソビロ施肥がある場合は1万1,000円、次、施肥1,200円、機械散布の場合1,200円、手散布の場合2,000円、除草剤頒布1,500円、こちら1回当たり。稲刈り2万3,000円、コンバインで刈る場合。稲刈り、運搬等を含む場合はコンバインで2万5,000円となります。その下に書いてありますが、1圃場10アール未満の場合は、上記の金額から20%増という目安として出させていただきます。

次に、草刈り作業料金表、こちらのほうが遊休農地等でよく言われてくるところなのですが、作業の種別、

作業料金10アール当たりと1㎡当たりと、次に備考ということで読ませていただきます。まず、液体除草、50センチ以内9,000円、1㎡当たり9円。1メートル以内1万4,000円、1㎡当たり14円、2メートル以内1万8,000円、1㎡当たり18円。2メートル以上2万2,000円、1㎡当たり22円、こちら芦とかそういう高いものになります。あくまで除草なので、こちら樹木のほうは含んでいません。続きまして、人力除草、こちら手刈りや肩がけですが、10アール当たりで5万円、1㎡当たりとすると50円となっております。

次に、農地維持管理、こちら通年、1年間きれいに農地のほうを保全するときの金額となります。こちらも消費税別となります。作業の種別、作業料金、こちら10アール当たり。備考と読ませていただきます。耕起または除草3万円、年5回程度。耕起または除草、畦畔、あぜ管理含む、上記の金額プラス1万円なので4万円となります。年3回程度となっております。

次に、杉戸町農地保全請負登録申請書ということで出させていただくのが、先ほどの料金でということではありませんが、こういう作業等ができる方、業者さんご紹介するとやはり高いというのが出てきていますので、まずは地域の農家さんの中でできるという方の登録をしていただいて、そちらをご紹介するような形をとりたいと考えております。こちら申請書となりますが、農地保全請負についての登録を申請しますということで、農業委員会の会長宛てに出していただくような形となります。ちょっと小さいですが、真ん中辺、1、請負希望作業ということで、自分ができる作業のところに丸つけていただいて、農作業、草刈り、農地維持管理ということになります。

2番目として、保有農機具等、こちら農機具を何を持っているかと。トラクター、田植機、コンバイン等はお米をやっている方は持っているとは思いますが、あぜぬり機とかハンマーナイフモア、こちらのほうはなかなか特殊なものになりますので、そちら持っている方に対して丸をつけていただいてこちら側に申請をしていただくというものとなっております。

先ほども申し上げましたが、農作業、草刈りの依頼があった場合に委託内容に応じてこちら登録者を紹介するという仕組みとなっております。

事務局から、簡単ですが、こういう説明になります。よろしくお願いいたします。

○**会長** 事務局の説明は終わりました。改めて議案として出させていただいてございますので、皆さんの忌憚ないご意見をいただきたいと思いますのですが、何かございますか。

事務局の言ったとおり、あくまでも登録をいただいて、そういう方に作業賃料を見ていただいて、これで納得してやっていただける方にやってもらうということをしないと、年々遊休農地の解消等にも今度どんどんつながっていきますので、農業に関しても設定したほうがいいのではないかとということでございますので、その点について皆さんのご意見をいただければと思うのですが。

はい。

○**10番** この議案第4号、これ一応募集する場合、どういう方法でやっていただける人に周知するのか、ちょっとそこを聞きたい。

○**局長** これにつきましてはアグリパーク、先ほどもあったのですけれども、重複として、アグリパークゆめすぎとをオープンしたときに、アグリパーク直売所食堂、それと農業サービス事業ということで、農家のいろんな受委託の料金設定をしたというのが現状でございます。それがちょうどこの上の表については、今まで料金は改定しましたけれども、それについて一部運用されていたということであります。今回新たにこの草刈りと一番下の農地維持管理というのが新たに設定されたわけでございますけれども、これについては、来月各農業委員会だよりを発行しまして、各農家の方に農業委員会だよりを出します。その中でこれを各農家に出しまして、農家の方がどうですかと、登録されませんかという周知をしたいと思います。

それと、今月28日から30日まで、今後の農地のあり方ということで、支部長さん、また農業委員会さん、それと現在の人・農地プランの担い手農家さんを対象とした意見交換会を開催いたします。その中でも周知をして、この受け皿、受け手を募集していきたいというふうに考えています。

いずれにしても、農地パトロールに行っていて、うちは例えば相続で農地を取得したけれども、機械も何もないと。これについて困ったという方には、現時点ではシルバー人材センターをあつせんしているのです。でも、シルバー人材センターについては、今トラクターが1台しかないのが現状なのです。ほかに先進自治体見ると、農業公社というところがあって、そこで請け負っているという実態もあるのですけれども、杉戸町にはないということから、やはりこれは今の相対でやっている中で、こういう基準をつくったほうがいいかなということでご提案、会長と相談しましてご提案させていただいたと。これを町で設定すると条例の関係とかいろいろありますので、農業委員会としてこれを認めると、承認するというのであれば、この総会の中で、これが見直す時期が来れば総会で承認いただければ見直せるという形の中でお願いしたいということです。

○**会長** 先ほども課長から話がありましたように、アグリパークは、創設のとき私らもちょうど農協にいて担当だったもので、農作業料金というのを決めてあるのです。逆に、実態がなかったというのが現状だったと思うのです。ここでは人・農地プランの担い手さんと今日もお会いして、農業委員会で作業日当を農家の皆さんに一応提示をして、やっていただく方をこれから募集するというか、ここに今、人・農地プランでもうできているところは、担い手さんも何十名かいますので、そういうところを中心をお願いしていくような形になるのかなとは、実際は思いますが、先ほど出ていましたように、遊休農地の除草については、相当機械を持っていないとできないのが現状でございますので、専業の方もなかなか請け負ってやっている方も機械をそっくり持っているわけではございません。それ以外のことで、例えばあぜぬり機械を持っているから私やりましょうって手を挙げてくれたりする方がいればなという期待を持って、遊休農地を少しでも減らしていくような方法というか考え方で、この作業料金を設定していくという考え方でございます。

どうぞ、小島委員。

○**2番** これは課長からお話しされて、これから広報だとかということで、広報活動をしていって、各農家さんに知らしめていって、農作業ができないところは、今度は新しく受け手というか、やってもらえる人をやっていくのだということであります。それで、今は何人ぐらい受け手が決まっているのか決まっていないのか。

○**局長** 今は、農業委員会の総会の中でこの料金を認めてもらっていないから、まだ受け手はゼロです。

○**2番** 今後、では。

○**局長** 今後これで料金が承認していただければ今後計画していくという形になります。いずれにしても、耕作放棄地の中で田んぼ、畑が荒れてしまってから人・農地プランに出して中間管理機構に出してお願いしますと言っても、絶対それは無理ですので、あくまで保全管理、調整水田できれいになった状態で次に引き継ぐ準備をするというのも一つかなと。そういう趣旨もあります。自分の農地は自分で守るのが基本ですので、そういう考え方に基づいて。

○**2番** いいことだと思います。

○**局長** これが、県に聞いても近隣に聞いてもないのです、実際に。これやれば委員会としても一番こら辺では先進的な取り組みなのです。

○**会長** 何かほかにもございますか。

小島委員、それでいいですか、よろしいですか、今の回答はよろしいですか。

○**2番** 結構です。

○会長 この作業料金のほうですが、この中で作業項目で追加したほうがいいのではないかと項目がもしあるようでしたら皆さんのご意見いただければ。

私も1回、GPSを使ったのをチェンジしたのだね。あると思うのですが、杉戸町でGPS使っている方は3軒ぐらいかな、張ヶ谷さん持っています、GPS。なかなか値段も何百万って高くなるので、機械買えないから、これも入れたほうがいいのかなと。これ機械を買うことそのものがちょっと中小の方では買えないので、大手の方に相対でやってもらったほうがいいかなと思うのですが、あえて申し上げなかったというのがあるのですが。

何か項目で、これは頼めるのではないかなというものの作業報告がありましたら、ちょっと皆さんのお知恵をいただいて。

はい。

○8番 除草剤散布というのは、これは田んぼの除草剤なのですか。

〔「田んぼの中だよ」 という人あり〕

○8番 畑の除草剤というのは必要ないのでしょうか。

○局長 これが田植えして、中干しとか秋まで基本的にはトラクター入れないということになると、1回は除草剤で草を抑えておかなかったらいけないかなということで、これブームか何かでずっと振った価格を今想定したこれなのです。

○8番 だから、農作業をお願いするということになると、うちの畑除草剤振ってくれとか、そういう人はいないのかなと。

〔何事か言う人あり〕

○局長 畑でもこれやったら大きい草です。安いから。これではね。

〔何事か言う人あり〕

○会長 殺虫剤と除草剤も同時に処理できる。その件は、相対でやってもらうというのが、私はいいのではないかなと。例えば、私も全部ついていますが、私の場合殺虫剤は下まで50グラム入れるということで17枚、虫によっては18枚入れるわけですが、それでやった場合は1,000円割増すと。わずかな料金をもらっています。除草剤もそうです。1反歩1,500円ぐらいもらっているかな。

○2番 これは、では除草剤入っていないわけ。

○会長 というのは、除草剤散布とか、それほかにありますよね、項目が。それに合わせて私は協議してやっているのですけれども。

○2番 でも機械でできるのではないですか。

○会長 機械でつけた場合も手で振ったほうが量、特にその償却する部分、機械の。その考えは、10アール当たり500円とか1,000円もらってこないと壊れる率が高いです。湿気を吸うのでね。それは、恐らくまだフル装備でその田植え機についている人というのは少ないと思います。植生は、肥料ですからついてるのだよね。フル装備で植生から殺虫剤と除草剤をセットしてする方がどのくらいいるかわからないのですが、まだそこまで設定することは、まだ植生終わるまで、とりあえず肥料だけ設定しておけば、先ほど言ったとおり相対で決めてもらうということで、含めていいのではないですかと思うのですが、どうでしょう。決めておいたほうがいいのですか。

○局長 あくまで細くなってしまうと、その土地の条件によって違いますので、例えばここの議案第4号のところの「農作業等料金」って書いてありますが、でも、「農作業等標準料金表」にすれば、やっぱり標準ですよ。あとは、条件に応じて、さっき会長が言ったように相対で調整してくださいという感じでいいですか、まずは。

〔「はい、よろしいと思います」 という人あり〕

○2番 ただ、これはそうすると肥料だけですか。

○会長 というのは、植生責任の場合は、多分フル装備したというのが一番骨なのが肥料を入れる袋です。1人余分に使わなくてはならない。

○2番 もう合理化になるから、どんどん。今高齢化になったら大変だから、そういうような機械がどんどんふえてくるのではないかって懸念して。

○会長 もちろんフル装備でやりたかったから、請け負ってやっている方が多いと思うのですけれども。

○1番 結局これ相場だから、人間関係もある種入ってやっているのですよね。実際にこれだけは値段を提示しても、そこで負けてくれと言えど……

○局長 そうですね。それは相対でそうですね。やっぱりあくまで標準ではないけれども、ただこれがあれば。

○2番 あくまでも目安。

○会長 小島委員さんのほうからそういう話が出ましたが、田植えと同時の施肥、除草剤、殺虫剤の散布については、この表に改めて載せるべきとかというのも1つありますが、余り項目が細かくなってしまっても、アグリの場合はくつついているから問題がありますので、植生だったら買っている人はあくまでも肥料全部自分で植生でやるわけですから、植生が標準セットなのかという部分があるわけで、とりあえずこのぐらいでここで決めておいて、あとは相対で決めてもらうというのが私らはベストかなという感じで、あえて入れなくても、私も事務局と話して、私も自分でしていますから、それもちよっと余り細かくしてしまっても、今度は登録してもらう人をこれから見つけなければ。あとございますか。

○4番 今会長がおっしゃったように、この議案の内容でよろしいかと思います。また、どうしても意見が多く出た項目については、こういう形で総会で議案の審議すればいいと思いますので、とりあえず今日のことについては目安として、この議案第4号でよろしいかと思います。これで進めていただければと思います。

○会長 武井委員からご意見ございましたので、採決させていただいてもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長 それでは、議案第4号 農作業等料金（農地保全サービス）について、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

ありがとうございました。

議案については、以上で終わりでございます。

◎閉会の宣告

○局長 それでは、高崎副会長から閉会の挨拶をお願いします。

○副会長 これをもちまして、第11回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は12月22日木曜日、15時30分より、役場第1庁舎3階会議室を予定しております。皆様の出席をお願いいたします。

お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

平成28年11月25日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 小 島 キ ヨ 子

署 名 委 員 松 田 英 雄